

平成 30 年 10 月 17 日

公益財団法人日本関税協会
大阪支部 事務局長 殿

大阪税関

監視部管理課長 濱 田 隆 治
業務部管理課長 田 中 伸 一

平成 30 年 7 月豪雨に係る関税法等に基づく申請等の期限の延長について（依頼）

平素は税関行政に御理解と御協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、平成 30 年 7 月豪雨については、関税法第 2 条の 3 第 1 項に定める特定災害に指定され、相当な損害を受けた地域（以下「指定地域」という。）として、近畿及び中国地方等の市町村が指定されているところです。

上記豪雨発生時に指定地域に住居又は居所を有していた被災者については、当該豪雨発生日以降に到来する関税法等に基づく申請等の期限を延長する等の措置が講じられておりましたが、今般、財務省告示第 278 号によりその期限が次のとおりとなりましたのでお知らせします。

期限：平成 30 年 11 月 27 日

詳細については、税関ホームページに掲載しておりますので、御確認ください。

※税関ホームページ (http://www.customs.go.jp/news/news/20180710_index.htm)

つきましては、本件について貴会会員の皆様に周知していただきますよう、お願い申し上げます。